

リピートプラン(教育)

2021年7月1日現在

1. 商品名	・リピートプラン(教育) …しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方</p> <p>(2) 年齢が満20才以上で、安定継続した収入のある方</p> <ul style="list-style-type: none"> * 給与所得者の方は、勤続年数は問いません * 自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方 * 派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方 * 年金収入のある方 <p>(3) しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>(4) 下記①または②のいずれかに該当する方</p> <p>① 申込日時点において、当金庫でしんきん保証基金保証付個人ローン(しんきん保証基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローンも可)、しんきん保証基金保証付住宅ローンのご利用状況が、下記のア、イのいずれかに該当する方。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア、お借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ、完済して3年以内の方</p> <p>② しんきん保証基金保証付カードローンについて、下記のア、イのいずれかに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア、契約中の方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ、新規契約される方</p> <p>※上記(1)～(4)の全てを満たす方がご利用できます。</p>
3. ご利用期間	・3カ月以上16年以内
4. ご利用金額	・1,000万円以内
5. お使いみち	<p>お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金。</p> <p>(1) 学校等への納付金(最長1年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※学校等とは、国内海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※納付金には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む <p>(2) 付帯費用(最長1年分、100万円以内、受験費用・教材代・引越費用・下宿費用・交通費等)</p> <p>(3) 上記(1)～(2)を目的として、当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫、信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>【学校等の例】</p> <p>大学院(法科大学院含む)・大学・短期大学・専修学校・各種学校(予備校専門学校含む)・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園</p>
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。
7. ご返済方法	<p>(1) 元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。</p> <p>(2) 元金の返済を卒業予定月まで据え置くこともできます。</p> <p>(3) ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書</p> <p>運転免許証(表裏)</p> <p>運転免許証を取得されていない方は次のいずれか</p> <p>① 個人番号カード(表面) ② 顔写真付住民基本台帳カード(表裏)</p> <p>③ 運転経歴証明書(表裏) ④ 上記①②③をお持ちでない方は健康保険証等</p> <p>④ の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書等のご提示が必要です。</p> <p>(2) 年収確認書類</p> <p>公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定(改定)通知書または前年受取額を証する書類。</p> <p>(3) お使いみちの確認できる書類(振込依頼書等)等。</p>

9. 事務手数料	・ 不要です。
10. 保証料	・ 金利に含まれます。
11. 保証人	・ しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 (別途保証料が必要になります。)
12. 担保	・ 不要です。
13. その他	(1) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。 (2) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—がございます。</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>